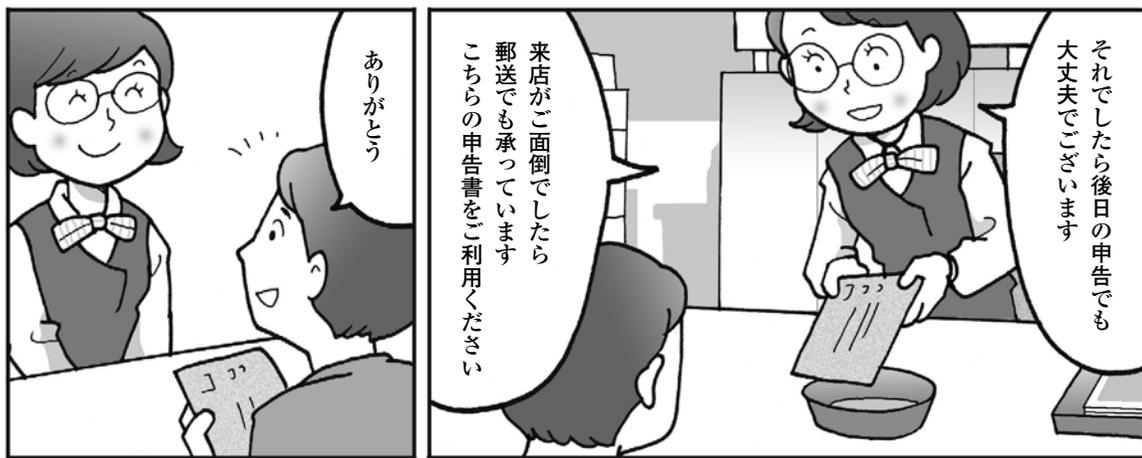


預金口座への付番に関する質問にはこう答える

マンガ監修・解説●渡邊雅之 (三宅法律事務所) 弁護士

預金口座への付番に関する質問を挙げ、その回答法を解説します。

Q1 付番しないと口座開設できないの？
後日の申告でもよい？



マイナンバー法(番号法)の改正により、平成30年1月から、預金保険機構等によるペイオフ時の名寄せや金融機関に対する社会保障制度における資力調査・税務調査(預貯金口座付番に関する事務)のため、預金口座にマイナンバーが付番されることとなります。

ただし投資信託の特定口座やNISA口座等のマイナンバー申告はお客様にとって「義務」となりますが、預金口座に関するマイナンバーの申告は「任意」です。

お客様にペナルティなし

つまり、お客様が口座開設時などに金融機関にマイナンバーを申告しなくても、何らペナルティはありませんし、預金口座の利用に制約がかかることもありません。

現時点で、お客様がマイナンバーの申告を拒否しても、口座開設は可能です。また、後日、お客様から申告を受けるような形でも問題ありません。お客様にはこの点を説明してあげましょう。